

会 議 報 告 書

会議名	令和6年度第2回三郷市地域包括支援センター運営協議会		
日 時	令和6年11月11日（月） 午後1時30分～午後2時50分	場 所	東別館 第一会議室
次 第	1 開会 2 議事 1) 審議 （1）三郷市地域包括支援センター更新申請・職員の変更等について【資料1】 【資料1-2】【資料1-3】 （2）居宅介護支援事業所の指定拡充について【資料2】 （3）「三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」及び「三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」の改正について（案）【資料3】 2) 報告 （1）令和6年度三郷市地域包括支援センター実施検査結果（報告）【資料4】 【資料4-1】 （2）令和7年度三郷市地域包括支援センターの受託意向調査結果（報告） 【資料5】 3) その他 任期満了について 3 閉会		
出席者	【会 長】谷口聡 【委 員】清水美代子、鈴木昌弘、小林真人、南幸一、白石憲雄、岩井新一、丸井明美 【事務局】益子敏幸（いきいき健康部長）、原山千恵（いきいき健康部理事兼副部長）、中村一之（介護保険課長）、茂木光司（長寿いきがい課長）、岡田美奈子（長寿いきがい課副参事兼地域包括係長）、斎藤嗣幸（長寿いきがい課長補佐兼長寿いきがい係長）、福田千晶（地域包括係主査）、岡本宇美（地域包括係主任）、小林碧（地域包括係保健師）、小笠原郷太（地域包括係主事）、岡本斗希（地域包括係主事）、地域包括支援センター所長（みずぬま 加藤泰子、早稲田 樋口純子、ひこなり北 樋口幸子、みさと南 磯知恵、しんわ 柴田奈月） 【傍聴人】1人 【欠席者】寺田慎、山口典子、地域包括支援センターみさと中央所長 石本幸枝		

●審議事項における確認事項

議事	
1) 審議	
(1) 三郷市地域包括支援センター更新申請・職員の変更等について・・・・・・・・・・	承認
(2) 居宅介護支援事業所の指定拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	承認
(3) 「三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」及び「三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」の改正について（案）・・	承認
※審議結果は別紙のとおり	
2) 報告	
(1) 令和 6 年度三郷市地域包括支援センター実地検査結果（報告）・・・・・・・・・・	承認
(2) 令和 7 年度三郷市地域包括支援センターの受託意向調査結果（報告）・・・・・・・・	承認

令和 6 年度第 2 回三郷市地域包括支援センター運営協議会 議事内容	
1 開会	
事務局	公私ともにお忙しい中、三郷市地域包括支援センター運営協議会に出席いただき感謝申し上げます。 開会にあたり谷口会長からご挨拶をお願いします。
谷口会長	この度委員の皆さまの任期満了となり、感謝申し上げます。議題として、制度の変更や導入などがあるので、皆さまの忌憚なきご意見ををお願いします。
事務局	ありがとうございます。 続きまして、いきいき健康部長の益子より委員の皆さまにご挨拶を申し上げます。
益子部長	日頃より本市の高齢者福祉行政にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。今年度から第 9 期の高齢者福祉計画と介護保険計画があり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を開始し、医療や地域の結びつきがなかった高齢者に対し個別訪問を実施し、地域包括支援センター（以下「包括」とする）のかたのご協力をいただきながら高齢者の現状把握に努めている。また、認知症施策権利擁護の推進の重的取り組みとして、今月 21 日と 29 日には谷口先生と生田先生にご協力をいただきながら、ACP 出前講座を開催予定である。また、来月 14 日には谷口先生、吉本興業の北条ふとしさん、オレンジ大使の菊地大輔さんをお招きし、認知症講演会を開催予定である。これらの取り組みは、今後の高齢者保健福祉施策には包括のご協力が大変重要となっている。包括の皆さまには様々な困難なケースを抱え、日々業務にあたられていることに感謝申し上げます。 三郷市の高齢者施策に欠かせない包括の円滑な運営において、委員の皆さまには忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。皆さまのご健勝と益々のご活躍を祈念しまして、開催にあたっての挨拶とする。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局	配付資料の確認。 本日の次第、【資料１】【資料１－２】【資料１－３】【資料２】【資料３】【資料４】【資料４－１】【資料５】である。 当日配付資料の差し替え用として、【資料１】【資料３】である。 なお、【資料１－２】【資料１－３】【資料５】については、会議終了後に回収するので机の上に置いてお帰りいただくようお願いする。 本日寺田委員、山口委員、包括みさと中央石本所長は所用があり欠席である。 議事の審議事項（１）「三郷市地域包括支援センター職員の変更等について」と報告事項（２）「令和７年度三郷市地域包括支援センターの受託意向調査結果」については、三郷市情報公開条例第７条に該当するため、非公開とする。本日の傍聴人は、１人である。 以後の進行を谷口会長にお願いする。
谷口会長	三郷市地域包括支援センター運営協議会設置規則（第６条）の規定により、半数以上の出席をもって会議を開催とあるが、本日は委員１０名中８名の出席で会議は成立する。
２ 議事 １） 審議 （１）三郷市地域包括支援センター更新申請・職員の変更等について 【資料１】【資料１－２】【資料１－３】	
谷口会長	三郷市地域包括支援センター更新申請について事務局より説明をお願いする。
事務局	今年度、包括早稲田と包括みさと南の事業所で更新申請され許可された。期間は令和６年１０月１日から令和１２年９月３０日までとなる。次回更新期日が近い包括は、包括みさと中央となり、令和８年３月３１日までの期限となる。
谷口会長	次に三郷市地域包括支援センター職員の変更等について、事務局より説明をお願いする。ここからは非公開となるので、傍聴人のかたは退出をお願いする。
承認	
谷口会長	次の議題に移る。 傍聴人の入出を許可する。
（２）居宅介護支援事業所の指定拡充について【資料２】	
事務局	令和５年度第３回で開催された三郷市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」とする）で議題として審議に挙げさせてもらい、議会で可決された件である。介護保険法改正により、居宅介護支援事業所が、介護予防支援の指定を三郷市から受けて実施することができるようになった。居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施できるようになると、 ①包括にとっては、介護予防サービス計画書の作成に関わる業務負担の軽減が期待される。また、３職種などの専門職がこれまでの介護予防サービス計画書作成に従事していた時間を、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等の包括の包括的業務に充てることができるようになる。

	②居宅介護支援事業所にとっては、介護予防支援に関わる機会が増えることで、要支援者への理解が深まるとともに、介護予防ケアマネジメントの質の向上が期待される。 ③利用者にとっては、要支援者から要介護に変更になったり、要介護から要支援に変更になった場合でも、担当のケアマネジャーを変更せず、そのまま依頼することが可能となる。また、要支援者でも居宅介護支援事業所を自由に選ぶことができるようになる。 【資料2】について、9月5日に包括と各事業所向けに説明会を実施した。 令和7年1月1日から実施予定で、11月から受付を開始しているが、現在手上げする事業所はない。事業所の指定に関しては、「介護保険法第115条22の4項の規定により、あらかじめ地域住民等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされており、今後事業所の指定に関しては、運営協議会で審議される必要があり、申請があった場合運営協議会にて審議していくことになる。この場合、申請があれば運営協議会でその都度審議いただくことを前提としながらも申請時期が運営協議会と合わなかった場合には、書面開催とし伺うこと、としてよろしいか伺う。
谷口会長	事務局からの説明が終わったので、質疑に入る。
清水副会長	居宅介護支援事業所が介護予防を受けるのは、ハードルが高いと感じる。介護予防のかたは実質手間がかかる。その都度包括にお伺いを立てなくてもいいことがメリットだと思うが、それでも手を上げる事業所は少ないと思う。 書面での審査は可能か質問があったが、早急に対応できるようにしていきたい。
谷口会長	ありがとうございます。 包括みずぬまはご意見あるか。
加藤所長 (みずぬま)	今の段階では委託できない状況にある。
南委員	私の事業所では、介護予防は検討されていない状況である。今後どのような方針になるのか不明であり、要介護の退院数が今回の介護報酬で伸び悩んでいたこともあり、要支援より要介護の件数をより多く取ったほうが事業所としてメリットがあると判断している。
磯所長 (みさと南)	予防の委託を50%維持している。そこから委託先の開拓ができずに伸び悩んでいる状況である。今予防の件数がかなり増えてきており、管理数が昨年度に比べて1.4倍くらいになっていて、200件越えている。予防のマネジメントが増えると業務の負担はこれからも増すと認識している。
谷口会長	包括みずぬまも包括みさと南も、もうパンク寸前の状況と言える。手上げしてくれる事業所が見つからず、手間に見合う報酬が得られないということが課題である。三郷市で何かできることはないか。
事務局	今のところ、手上げしてくれる事業所が見つからず、この先も難しそうである。国の調査では谷口会長が話されたとおり、包括が予防支援でまわるとその先の地域作りが難しいとの観点から制度改正があったようだが、現場が見えて

	いない印象である。三郷市介護支援専門員連絡協議会を通じて相談していきたいと思っている。
谷口会長	手上げしてくれる事業所があればその都度書面開催でも問題ないと思う。委員の皆さまもそれでよろしいか。
出席委員	(一同賛成)
谷口会長	他にご質問等あるか。
清水副会長	プランを作成すること自体が包括の業務負担になっていると思うので、プランナーのようなかたを人員配置できれば包括の業務負担軽減になるのではないか。
谷口会長	ご意見として頂戴する。 事務局の説明のとおり了承してよろしいか。
出席委員	(一同賛成)
谷口会長	次の議題に移る。
(3)「三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」及び「三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」の改正について(案) 【資料3】	
事務局	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準の一部を改正する省令があり、令和6年4月1日から施行されたため、三郷市でも条例改正をするべく、12月に議会に上程し条例改正の議決を得る予定である。 【資料3】(3)内容について、内容の概要としてはセンターの職員配置について3職種の配置は原則としつつ、①センターの運営状況を勘案し、運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法にて職員を置くことができるものとする、②として運営協議会がセンターにおいて効果的な運営に資すると認める場合においては、複数のセンターで担当する区域ごとに必要な3職種の常勤の職員の数を、複数のセンター全体で必要な職員が配置されていれば良いこととし、個々のセンターに必ずしも3職種すべて配置しなくてもよいこととすること、ただし、質の担保の観点から、一つのセンターに3職種のうちいずれか2職種以上の常勤の職員を配置し、この常勤職員は常勤換算方法が可能である、ということが認められる。 この常勤換算方法とは、包括職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、包括職員の数を常勤の職員の員数に換算する方法で、例えば常勤の職員の時間数40時間を同じ職種のパートの職員が2人、20時間ずつ勤務した場合はパート2人の勤務時間で常勤1人分に換算するという考え方である。これについて、 ・12月に議会に上程し、条例改正を行う予定である。改正決定後に契約や仕様書の変更を検討し、施行日は令和7年4月1日を予定している。 ・職員の人員配置の緩和等について、「あらかじめ運営協議会で必要と認める

	場合は」という文言があるため、次回2月の運営協議会の時に、改正後の仕様書の変更案をお示しする予定なので内容の確認をお願いする。
谷口会長	事務局の説明の通り了承してよろしいか。
出席委員	(一同賛成)
谷口会長	次の議題に移る。
2) 報告	
(1) 令和6年度三郷市地域包括支援センター実施検査結果(報告)【資料4】 【資料4-1】	
事務局	実地検査では、令和5年度の実施状況についてヒアリングをしており、今年度の進捗状況についても確認している。全体評価「1組織・運営体制等」について説明する。四角の枠の中が包括からのヒアリングをまとめたもので、下に三郷市としての対応を表記している。 包括は、三郷市が示した運営方針に沿って事業計画と取り組みにおける重点項目を設定して実施に努めている状況を確認した。適正な人員配置に努めているが、専門職については募集をしても応募がない状況が続いている。令和5年度より事務職加算が付けられるようになり、現在包括みずぬま、早稲田、みさと南で事務員の加算がある。他の包括では、ひこなり北で事務加算の検討をしている。三郷市として、引き続き加算の確保、増額に努めていきたい。また先ほど審議をした、包括における職員配置の人員緩和については、介護保険法施行規則の一部改正が行われ、三郷市もこれに準じて対応をすべく、市の条例改正の作業を進めているところである。 利用者満足の向上については、相談内容によっては三郷市へ報告すること、カスタマーハラスメントに該当される場合は、三郷市の生活安全課及び警察へ通報するなどし、抱え込まないよう注意を促した。 人材育成として、埼玉県からの研修を周知し、三郷市が主催する研修についても包括の希望を取り入れ、現場のニーズに即した内容で開催するよう努めていきたいと考えている。 次に「Ⅱ個別業務」について報告する。総合相談支援については、複合的な課題を持つ世帯への相談が増えており、他分野の相談機関と協議をしながら対応をしている。令和5年度については、介護離職に関する相談を受けたという包括は2包括で、パートで働く嫁が仕事を辞めるか悩むといった内容が多い状況となっている。 複合的な課題を持つ世帯への対応、例えば本人だけなら施設入所できるが、50歳位の子供たちの生活のことを考えると、施設入所できないこと等の8050問題があり、包括が障がい福祉課などと連絡を取りあい、障がい福祉相談支援センターである「パティオ」や「みさと中央」、新しくできた三郷市基幹相談支援センターとやり取りをするなどして対応していることを把握した。地域包括係も包括の活動を後方支援する役割として、引き続き関係部署との横断的連携に努めていきたいと考えている。 次に権利擁護業務については、権利擁護センターの周知を図るとともに、各

	包括でのケース検討時に生活支援コーディネータの参加も依頼するなど、包括との連携がより密になるよう促した。 虐待対応をする際は、三郷市も同行訪問し、包括と協働して支援にあたるように取り組んでいる。また、課内でも危機管理意識を共有し、タイムリーな対応ができるように努めている。 包括的・継続的ケアマネジメント支援では、介護支援専門員に対する個別支援は各包括で相談に乗り、ケース会議などを通して支援していることを把握した。「介護予防サービス計画の検証」では、ケアプランに対するプランチェックを法人内で別の包括職員が行うというワーキングチームを立ち上げ、取り組んでいる法人があった。 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のそれぞれの能力が最大限に発揮されるように、三郷市として今年度包括の主任介護支援専門員を対象に、居宅の介護支援専門員への支援や地域関係者との連携に関する課題について協議した。今後も各職種において、横の繋がりを支援し多様化する課題に対応していきたいと考えている。 地域ケア会議については、包括ごとに個別事例の検討や地域課題の検討など地域の特徴を反映した地域ケア会議を実施している。 三郷市としても地域の実情に合ったより良いケア会議が実施できるよう、研修の実施や助言者の調整、費用面での支援を続けたいと考えている。 介護予防ケアマネジメントにおいては、委託を引き受けてくれる事業所が限られており、委託を引き受ける際も厳しい状況がある。居宅介護支援事業所に対し、指定拡充について説明会を実施した。今後も包括の負担軽減が図れるよう必要なことを実施していきたいと考えている。 Ⅲ事業連携について、生活支援コーディネータとの連携は、地域ケア会議などの会議に呼んで参加を促し、関係性の強化に取り組み地域課題について共通認識を持てるよう努めていきたい。 最後に総括として、複合的な課題を持つ世帯が増加しており、家族支援として障がいや子ども、生活ふくし分野との連携を必要とするケースが増加している。今年度できた基幹相談支援センターを含め、三郷市担当としても関係機関や専門職との連携を強化できるよう努めていきたいと考えている。 包括の強みである顔の見える関係性を活かし、関係者との連携、協働を進めつつ、オンラインでの会議等、開催手法を臨機応変に選択しながら、高齢者の孤立化の防止及び介護予防・重度化防止対策の推進に積極的に取り組めるよう努めていきたい。 包括の給付管理の件数は多く、包括として重要な地域活動に注力することが困難な状況にある。ケアプランの委託に関しては、指定拡充の説明会を実施し、三郷市として委託を推進していることを発信し、委託しやすい環境を今後も整備していきたい。 専門職の雇用については、国として人材不足の中にあり、三郷市としても条例改正を行い人員配置の柔軟化が図れるよう取り組み、働きやすい環境作りを
--	---

	整備していきたいと考えている。 【資料４－１】は、毎年国の評価項目に各包括が回答しているものである。こちらに基づいて実地検査でヒアリングしているので、参考としてご覧いただきたい。 Q32 の各相談件数については、令和６年度からカウント方法をマニュアルに記載しているので、今後ばらつきは少なくなっていくと思われる。
谷口会長	事務局の説明が終わったが、何かご質問等あるか。
南委員	地域ケア会議について、圏域３～６の包括については地域会議の参加の依頼があり参加しているが、圏域１～２の包括についてはここ数年案内や依頼がない。包括によって呼ぶ際の決め事等何かあるのか教えていただきたい。
加藤 所 長 (みずぬま)	地域ケア会議の内容によるが、第１圏域の事業所のみ呼ぶこともある。また、先日包括ひこなり北と合同で開催した時は、第１圏域と第３圏域の事業所に声掛けをした。
樋口 所 長 (早稲田)	圏域内の居宅介護支援事業所中心に声掛けをし、係る関係者に声掛けをして来ていただいている。毎回個別事案について、２０名程の参加があり人数の関係から近隣の事業所に声掛けをしている状況である。
谷口会長	他に何か気付いたこと等何かあるか。
清水副会長	【資料４】個別業務の中の「三郷市基幹相談支援センター」※１について説明をお願いしたい。 【資料４－１】Q14 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について、Q14-1 の１～７のうち３つ以上提供を受けていますか。 情報提供はどこが行うのか。包括によって受けている所とそうでない所があり、抜けている所があるのが不思議なので教えていただきたい。 Q32 ２. 介護予防・生活支援サービスに関すること 相談件数（延べ件数）包括みさと中央の訪問対応件数（延べ件数）が０件だったが、０件ということがあり得るのか。 Q60 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。 活用していない包括が多いが、セルフマネジメントをしていないからなのか。それとも他に理由があるのか教えていただきたい。
谷口会長	第４圏域の所長が欠席のため、分かる範囲で回答をお願いします。
事務局	まず三郷市基幹相談支援センターは、包括と同じように障がいをお持ちのかた達が相談できる場所であり、基幹型としてももう少し大きく調整できる機関として包括と三郷市の間に入って業務支援にあたっている。
谷口会長	Q14 について回答をお願いします。
事務局	若干見落とししている部分があるかもしれない。三郷市から情報を発信している。分かりづらいのが、６５歳以上の高齢者の人口と世帯とのみ世帯の数が読みづらい所があったかもしれないので整備していきたいと考えている。アンケート結果については、再度確認をしたい。 Q60 については、地域社会の資源に関する情報については市が持っている

	情報を集約し包括に情報を提供している。 Q32 については後日確認をし、議事録と一緒に報告する。※2
谷口会長	基幹相談支援センターについて確認だが、障がい福祉課・包括もあるので横断型の機関として捉えていいのか。所属はどこになるのか。
事務局	障がい福祉課の委託先であり、障がい福祉課を通じて相談できる機関である。今年4月にできた機関である。
谷口会長	他にご質問等がなければ次の議題に移る。
2) 報告 (2) 令和7年度三郷市地域包括支援センターの受託意向調査結果（報告）【資料5】	
谷口会長	事務局から説明をお願いする。 ここからは非公開となるので、傍聴人は退出をお願いする。
承認	
谷口会長	傍聴人は帰宅。 以上を持って議事は全て終了した。円滑な議事の進行にご協力いただき感謝申し上げます。以後の進行を事務局に戻す。
3) その他 任期満了について	
事務局	谷口会長ありがとうございました。 本日の報酬の支払いについては、11月25日（月）を予定している。振込口座の変更等があれば事務局まで連絡をお願いします。 運営協議会の委員任期が令和6年11月13日までとなっている。皆さまの所属団体に推薦依頼をお願いした。継続される委員のかたには今後ともご協力をお願いするとともに、任期満了される委員のかたには感謝申し上げます。最後にいきいき健康部理事より挨拶を申し上げます。
原山理事	本日の運営協議会を持って、委員の皆さまの任期が一区切り迎えることとなった。長年に渡りご尽力いただきました皆さまに、心から感謝申し上げます。退任される委員の皆さまには、これまでのご協力と貴重なご意見に深く感謝し、委員の皆さまの豊富なご経験や専門的なご意見は議論をより深いものにし、地域の高齢者を健康で自立した生活や安心して暮らせる環境を築くための大きな力となった。これまでのご尽力に改めて御礼申し上げます。是非今後もこの運営協議会に温かいご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。また留任していただける委員の皆さまには、これからも共に包括の活動にご協力いただけることに大変心強く感じている。これまで培ってきた経験や知見を元に、包括が中核を担う地域包括ケアシステムの更なる発展に努めてまいりたいと考えているので引き続きよろしくお願い申し上げます。最後に皆さまのご健康とご多幸、更なるご活躍を心より祈念しましてお礼の言葉とさせていただきます。
事務局	閉会のことばを清水副会長より申し上げます。
清水副会長	以上で令和6年度第2回三郷市地域包括支援センター運営協議会を終了する。

※1【資料4】中の 基幹型相談支援センターについて、正式名称は「基幹相談支援センター」となります。訂正し修正いたします。

※2について

【回答】

資料4の調査票 Q32-2 について

清水委員より、包括支援センターみさと中央の訪問件数0件となっていることについて質問あり。

令和6年11月12日に石本所長に確認。

→初回に電話で相談を受けて訪問に行った場合は、電話でカウントして訪問件数に入れていない。

訪問が初回のことはないので0件となった。

【対応】

調査では延件数の報告だが、市の統計報告では実件数の報告となるため、延べ件数と実件数が混同している可能性がある。

他の包括とも統計方法について統一できるよう調整していきます。